② 配偶者と胎児が相続人である場合に，胎児中は権利能力がないものとしてまず配偶者と直系尊属に相続させ，胎児が生まれた後に相続を回復させることは法律関係を複雑にする。

③ 胎児に法定代理人をつけることによって，遺産の分配に参加させることが可能になる。

図表 8　解除条件説

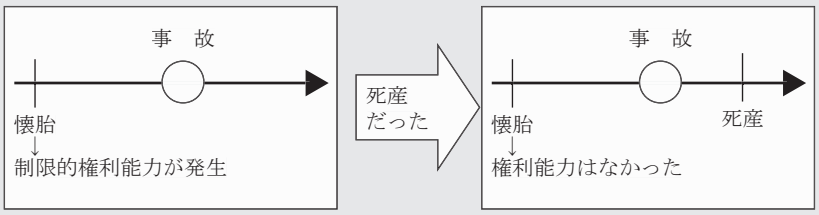

先取情報

★1 登記実務は，解除条件説を採り胎児名義の登記を認めています。

B　停止条件説（判例）★1

胎児の間は権利能力はないが，無事に生まれると相続の開始や不法行為の時に遡って権利能力を取得する。

→　出生までは権利能力がないので，胎児に法定代理人は付けられない。

（理由）

胎児の出生まで遺産の分配を停止すると解する方が実際的だし，胎児に法定代理人を置くことが，必ずしも胎児の利益につながるとは限らない。

※　ただし，母と胎児の財産的な利害が一致しないこともあることから，立法論としては胎児のために財産管理人を選任して胎児のために財産の管理にあたらせるべきだと解されている。

図表 9　停止条件説

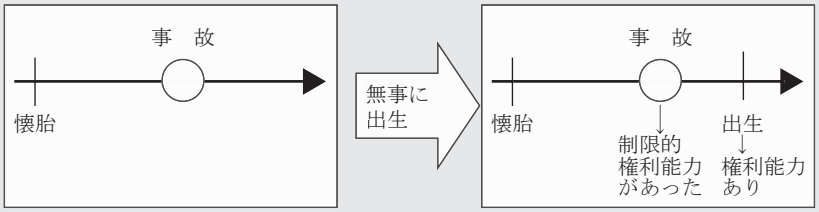

判　例

阪神電鉄事件（大判昭 7.10.6）

電車事故で死亡した甲に，父と妊娠中の内縁の妻がおり，この両者が電鉄会社との間で，今後本件に関し一切の請求をしないという内容の和解契約を結び，親族縁者の総代として甲の実父が胎児の分も含めて弔慰金の交付を受けたが，その後，出生した子が損害賠償の請求をした事案で，この和解契約は後日出生した子に対し何ら効力はないと判示して，B説（停止条件説）に立つことを明らかにした。